

# 概要版 北上市公契約条例



## ◎ 条例の目的

この条例は、公契約に係る基本方針及び基本的事項を定め、公契約の公正かつ適正な履行を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## ◎ 公契約の定義

市が発注する工事、業務委託その他の契約及び指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

## ◎ 基本方針

- (1) 公契約の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 地域経済の健全な発展に努めること。
- (4) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

## ◎ 責務

### (市の責務)

市は、この条例の目的を達成するため、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を推進するものとする。

### (受注者等の責務)

受注者(下請負者等を含む)は、公契約に携わる者として社会的責任を自覚し、労働基準法その他関係法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行するものとする。また、労働者等の適正な労働環境の確保に努めるものとする。

## ◎ 労働環境の確認

市は、受注者等に対し、労働環境の確認を行うため、必要な報告を求めることができる。

また、報告を受け必要があると認めるときは、改善の要求等必要な措置をとることができる。

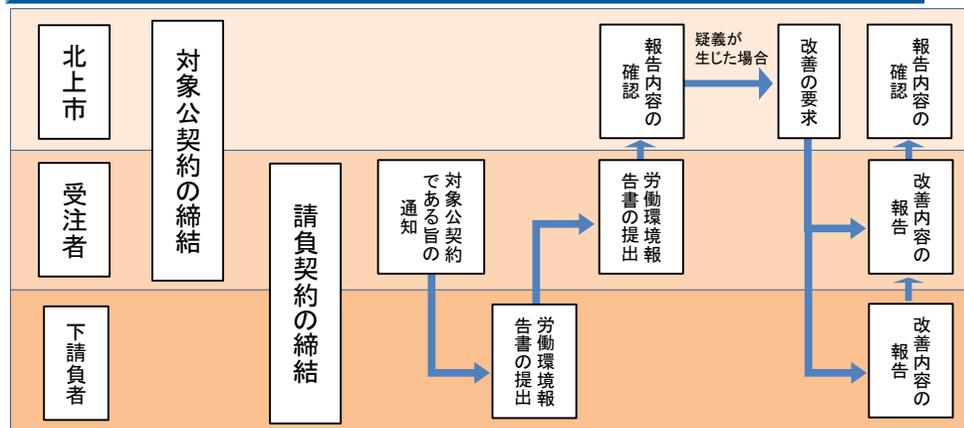
## ◎ 労働環境報告書の提出

労働環境の確認を行うため、労働環境報告書の提出を求める公契約(以下「対象公契約」という。)は、次に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約  
または低入札価格調査基準価格以下で契約した工事の請負契約
- (2) 予定価格が1千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 

ア 施設の清掃に関する業務	エ 学校給食の調理又は運搬に関する業務
イ 警備(機械警備を除く)に関する業務	オ 設備又は機器等の運転、管理又は保守に関する業務
ウ 施設等の管理又は運営に関する業務	カ 一般廃棄物等の収集運搬に関する業務
- (3) 指定管理料が1千万円以上で規則で定める指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

## ◎ 対象公契約に係る手続きフロー (簡易版)



## ◎ 労働者等の申出

受注者等が労働基準法その他関係法令、条例又は規則を遵守していない疑いがあるときは、市にその旨を申し出ることができる。

## ◎ 施行の時期

平成31年4月1日